術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いについて」（平成28年12月19日付け国土建第358号）において定められた在籍出向等の要件に適合していること。

ア　工事種別　建築工事

A　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のとおりである。

ａ．一級建築士の免許を有する者。

ｂ．１級建築施工管理技士と同等以上の資格を有すると国土交通大臣が認定した者。国土交通大臣が認定した者とは、指定建設業７業種に関して、過去に特別認定講習を受け、同講習の効果評定に合格した者、もしくは国土交通大臣が定める考査に合格した者をいう。

B　平成14年４月１日以降、第一次審査資料提出期限の日までに元請として完成及び引き渡しが完了した上記④イＡａ．からｄ．までの全ての要件を満たす工事（新築又は増築工事とし、いずれの場合も躯体、外装及び内装を含む建築一式工事であること。発注者は問わない。民間実績も可とする。）の経験（以下「同種工事の経験」という。）を有する者であること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。）。ただし、記載した同種工事の経験に携わっていたことが確認できる工事に限る。また、上記の期間に１年以上の長期休暇を取得した場合の取扱いは、上記⑶⑦アによる。

C　配置予定技術者が監理技術者の場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

D　配置予定技術者（その他のＪＶ構成員の配置予定技術者を含む。）は、建設企業と直接的かつ恒常的な雇用関係（第一次審査資料の提出期限の日以前に３ヶ月以上の雇用関係。）にあること。

イ　工事種別　電気設備工事

A　１級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のとおりである。

ａ．技術士（技術士法による第二次試験のうち、技術部門において、電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門又は建設部門に係るものに限る。）に合格した者。）の資格を有する者。

ｂ．１級電気工事施工管理技士と同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者。国土交通大臣が認定した者とは、指定建設業７業種に関して、過去に特別認定講習を受け、同講習の効果評定に合格した者、もしくは国土交通大臣が定める考査に合格した者をいう。

B　平成14年４月１日以降、第一次審査資料の提出期限の日までに元請として完成及び引渡しが完了した上記④イＢａ．からｄ．までの全ての要件を満たす工事（工事種目についてのシステム一式工事。発注者は問わない。民間実績も可とする。）の経験を有する者であること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。）。ただし、記載した同種工事の経験に携わっていたことが確認できる工事に限る。また、上記の期間に１年以上の長期休暇を取得した場合の取扱いは、上記⑶⑦アによる。

C　アＣに同じ。

D　アＤに同じ。

ウ　工事種別　暖冷房衛生設備工事

A　１級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のとおりである。

ａ．技術士（技術士法による第二次試験のうち、技術部門において、機械部門（選択科目を「流体工学」又は「熱工学」に限る。）、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体工学」、「熱工学」又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係るものに限る。）に合格した者。）の資格を有する者。

ｂ．技術士（改正前の技術士法による第二次試験のうち、技術部門において、機械部門（選択科目を「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」に限る。）、水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体機械」、「暖冷房及び冷凍機械」又は水道部門若しくは衛生工学部門に係るものに限る。）に合格した者。）の資格を有する者。

ｃ．１級管工事施工管理技士と同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者。国土交通大臣が認定した者とは、指定建設業７業種に関して、過去に特別認定講習を受け、同講習の効果評定に合格した者、もしくは国土交通大臣が定める考査に合格した者をいう。

B　平成14年４月１日以降、第一次審査資料の提出期限の日までに元請として完成及び引渡しが完了した上記④イＣａ．からｄ．までの全ての要件を満たす工事（工事種目についてのシステム一式工事。発注者は問わない。民間実績も可とする。）の経験を有する者であること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。）。ただし、記載した同種工事の経験に携わっていたことが確認できる工事に限る。また、上記の期間に１年以上の長期休暇を取得した場合の取扱いは、上記⑶⑦アによる。

C　アＣに同じ。

D　アＤに同じ。

エ　同種工事の経験が、国土交通省大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（いずれも港湾空港関係を除く。）発注工事である場合は、工事成績評定点が65点未満でないことで経験とする。なお、低入札工事にあっても同様に工事成績評定点が65点未満でないことで経験とする。

⑸　工事監理企業の参加資格要件　応募者を構成する企業のうち工事監理業務を実施する者（以下「工事監理企業」という。）は、次の①から⑦までの要件を満たすこと。

①　近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における「建築関係建設コンサルタント業務」に係る平成29・30年度一般競争参加資格の認定を受けていること。

②　建築士法第23条に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。

③　工事監理業務を複数の工事監理企業が分担して行う場合は、いずれの工事監理企業においても上記①及び②を満たしていること。また、工事監理業務を分担する場合の業務分野の分類は、告示別添一、第２項第一号及び第二号による業務において示される工事監理の種類で、次のアからエまでによること。

ア　建築監理　告示別添一、第１項第二号ロ⑴における⑴総合に定める成果図書に基づき行う工事監理業務

イ　構造監理　告示別添一、第１項第二号ロ⑴における⑵構造に定める成果図書に基づき行う工事監理業務

ウ　電気設備監理　告示別添一、第１項第二号ロ⑴における⑶設備⒤に定める成果図書に基づき行う工事監理業務

エ　機械設備監理　告示別添一、第１項第二号ロ⑴における⑶設備⒤から⒣までに定める成果図書に基づき行う工事監理業務

④　次のアからオまでに示す業務を実施する工事監理者及び監理主任技術者を配置できること。ただし、工事監理者は上記⑶④の設計企業で配置する管理技術者との兼務は認めない。

ア　工事監理者については、建築基準法（昭和25年法律第201号）第５条の６第４項に規定する業務及び統括に関する業務。